

令和8年度 4月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

令和 8 年度 4 月 定例教育委員会

日 時 令和 8 年 4 月 10 日(金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(4月議事録署名委員 鎮目委員、押山委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事

議案第 1 号 史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置要綱の制定について

- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 5 月 15 日(金) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

議案第1号（4月）

史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置
要綱の制定について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会文化財課

<p>題名</p>	<p>(令和 8 年笛吹市教育委員会告示第 号) 史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>史跡甲斐国分寺跡の適切な保存、整備及び活用を図ることを目的に、専門的見地からの助言を得るとともに整備等に必要な検討を行うため、史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会を設置する。</p>
<p>概要</p>	<p>整備基本計画に基づき、基本設計に関する基本設計等を策定することを必要としている。なお、整備基本設計策定には専門家や地域住民の意見を反映するため、整備検討委員会を組織することが必要となる。については、史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会の設置及び運営について必要な事項を定める。</p> <p>1 検討事項</p> <p>(1) 史跡の保存及び整備の基本方針に関すること。 (2) 史跡の整備基本設計及び実施設計に関すること。 (3) 史跡の整備計画等の見直しに関すること。 (4) 史跡の活用に関すること。</p> <p>2 構成 14 人以内 (学識経験者及び地元関係団体の代表者等)</p> <p>3 任期 委嘱の日から事業終了日まで</p> <p>4 謝金 10,000 円/1 回</p> <p>5 旅費 笛吹市職員等の旅費に関する条例の職員の例による</p>
<p>経過</p>	<p>令和 4 年度から令和 5 年度まで史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画を策定した。その保存活用計画に基づき、令和 6 年度から令和 7 年度まで史跡甲斐国分寺跡整備基本計画を策定した。 今後は、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年間で整備基本計画に基づき、史跡甲斐国分寺跡整備基本設計を策定する。また、令和 20 年度までを計画期間とする。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 笛吹市文化財保存整備委員会設置要綱(平成 18 年笛吹市教育委員会訓令第 11 号) 史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会設置要綱(令和 6 年笛吹市教育委員会告示第 4 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 8 年度当初予算計上予定 696 千円</p>
<p>その 他</p>	

笛吹市告示第 号

史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 笛吹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、史跡甲斐国分寺跡（以下「史跡」という。）の適切な保存、整備及び活用（以下「整備等」という。）を図ることを目的に、整備等に関する専門的見地からの助言を得るとともに整備等に必要な検討を行うため、史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 史跡の保存及び整備の基本方針に関すること。
- (2) 史跡の整備基本設計及び実施設計に関すること。
- (3) 史跡の整備計画等の見直しに関すること。
- (4) 史跡の活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史跡の整備等に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 地元関係団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から史跡甲斐国分寺跡の保存整備事業が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(謝金)

第8条 委員が会議に出席したときは、1回当たり10,000円の謝金を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、関係官公署の職員であることを理由に委員に委嘱された者については、謝金を支給しない。

(旅費)

第9条 委員又は教育委員会が認める者が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和21年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後、最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。